

令和2年3月31日

[要綱第9号]

石川町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して石川町結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和49年規則第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に物件を新たに賃借する際に要した費用で、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払った物件の賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額(勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、当該住宅手当分を控除した額)をいう。
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たな住宅へ移転するために要した費用で、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯の所得(令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額)が400万円未満である世帯。(婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時に無職の場合は、離職した者については所得なしとして、夫婦の所得を算出する。また、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。)
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- (3) 対象となる住居が本町にある世帯
- (4) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が対象となる住居にある世帯
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
ただし、石川町移住定住促進家賃補助金交付要綱(令和2年要綱第8号)に規定する補助金を除く
- (6) 町税等を滞納していない世帯
- (7) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある者がいない世帯

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額とし、30万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助の対象となる期間は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条各号に規定する世帯に該当しなくなった場合における補助の対象となる期間は、当該該当しなくなった事由が発生した日の属する月までとする。
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石川町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本(全部事項証明)
 - (2) 所得証明書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(返還をしている場合)
 - (5) 離職を証する書類(第3条第1号に該当する場合)
 - (6) 物件の賃貸借契約書の写し
 - (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
 - (8) 領収書の写し
 - (9) 世帯全員の住民票
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上これを適当と認めるときは、石川町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに石川町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上これを適当と認めるときは、石川町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。
(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、石川町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。
(交付決定の取り消し等)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(報告等)

第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

石川町長

住所

氏名

印

電話番号

石川町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

石川町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、石川町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日		
2 事業費内 訳	住居費	契約締結年月日	年 月 日	
		敷金・礼金・仲介手数料等 (A)	円	
	住居費 引越費用	家賃(共益費含む) (B)	月額	円
		住居手当 (C)	月額	円
		実質家賃負担額 (D) (B - C) × 月数	月額	円 × ヶ月 = 円
		引越しを行った日	年 月 日	
		費用 (E)		円
合計 (A + D + E)		円		

添付書類

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本 (全部事項証明)
- (2) 所得証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 (返還をしている場合)
- (5) 離職を証する書類 (第3条第1号に該当する場合)
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅手当支給証明書 (様式第2号)
- (8) 領収書の写し
- (9) 世帯全員の住民票
- (10) その他町長が必要と認める書類

申請者及び配偶者は、住民基本台帳、町税等の納付状況、住宅扶助、公的制度による家賃補助等の受給状況その他の本申請に関する事項について、町の担当職員が関係機関へ事実確認を行うことについて同意します。

申請者氏名

印

配偶者氏名

印

石川町長

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第5条関係）

石川町指令 第 号

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

様

石川町長

印

石川町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石川町結婚新生活支援事業補助金
について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

金

円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

石川町長

住所

氏名

印

電話番号

石川町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け石川町指令 第 号で交付決定を受けた石川町結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日		
2 事業費内 訳	住居費	契約締結年月日	年 月 日	
		敷金・礼金・仲介手数料等 (A)	円	
	住居費 引越費用	家賃(共益費含む) (B)	月額	円
		住居手当 (C)	月額	円
		実質家賃負担額 (D) (B - C) × 月数	月額	円 × ヶ月 = 円
		引越しを行った日	年 月 日	
		費用 (E)		円
合計 (A + D + E)		円		

※下記のうち変更内容が確認できる書類を添付してください。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本（全部事項証明）
- (2) 所得証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（返還をしている場合）
- (5) 離職を証する書類（第3条第1号に該当する場合）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (8) 領収書の写し
- (9) 世帯全員の住民票
- (10) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第6条関係）

石川町指令 第 号

年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

石川町長

印

石川町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった石川町結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

金

円

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

石川町長

住所
氏名 印
電話番号

石川町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け石川町指令 第 号で交付決定のありました石川町結婚新生活支援事業補助金について、石川町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。